

## 健保扶養家族の資格調査実施について

サントリー健保では、健保扶養家族の資格調査を行います。

資格調査は、健康保険の公平かつ適正な制度維持の為に、健保扶養家族のうち、調査が必要と判断される方を対象に、厚生労働省より年に一度、実施するよう義務付けられています。

下記の調査対象の扶養家族がいる方には**7月10日（金）以降順次**、「資格調査書」を郵便でご自宅（人事給与セルフサービスメニューの個人情報照会で登録されている現住所）へお送りしますので、期限内に全員必ず提出してください。

手続きもれ等で、本来扶養から外れる方が含まれていた場合、被保険者（従業員）の保険料の負担増にもつながることになります。皆様のご理解ご協力をお願いします。

※今回は、コロナの影響でテレワーク勤務の方も多いため、自宅に送付させていただきます。ご了承ください。

【調査対象者】 ※①②については、令和2年1月1日以降の認定者は原則対象外。

調査の対象	
①	被扶養者である配偶者（同一生計配偶者※除く） ※『同一生計配偶者』とは年収が103万円以下で被扶養者が扶養すると会社に届出されている配偶者をいう。
②	配偶者を除く、23歳以上の被扶養者全員
③	当健保組合が資格調査が必要と判断した被扶養者

### ※参考

- 健康保険法施行規則第50条「健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の資格調査又は更新をすることができる」
- 厚生労働省保険局長通知保発第1029004号「被保険者証の資格調査については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」
- 厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号「被保険者証の資格調査又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」

お問い合わせ先

[令和2年7月13日開設] サントリー健康保険組合 被扶養者資格調査専用 法研コールセンター  
TEL : 0800-800-7545 (無料通話) 平日のみ9:00~17:00